

# 倫理規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人小豆島子ども・若者支援機構（以下「当法人」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務を遂行する上での基本的な倫理規範を定め、一般社団法人として当法人の業務に対する信頼を確保することを目的とする。

## (組織の使命及び社会的責任)

第2条 当法人は、その設立の趣意に基づき、子ども・若者たちとその家族の福利の追求及びアドボカシー（権利擁護及び政策提言）の推進を図ることを目的とした公益に資する活動であって、地域の子ども・若者たちとその家族の利益に資するための活動を継続・促進することにより、彼・彼女らとその家族の生活の安定向上と社会福祉の増進に貢献することを使命とし、これらが成果を収めることにより、社会全体の利益の増進に寄与するという重大な責務を負っていることを十分に認識して、この自事業運営に当たらなければならない。

## (基本的人権の尊重)

第3条 当法人は、子どもを含めたすべての人間の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

## (法令等の遵守)

第4条 当法人は、関連法令、定款、倫理規程、その他の規程及び内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 3 役職員は、常に自らを律し、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

## (私的利益の追求の禁止)

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

## (利益相反等の防止及び開示)

第6条 当法人は、利益相反を防止するため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

- 2 当法人は、総会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する正会員又は理事を除いて行わなければならない。
- 3 当法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

## (特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 正会員及び役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 当法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第10条 当法人の役職員は、定款に定める設立目的に従い、関連情報の収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第11条 当法人は、必要あるときは、委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(細 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃) 第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、令和2年6月24日付で理事全員の承認を得たことによりその効力を生じた。